



Title	目で見るWHO 第58号 事務局だより・奥付等
Author(s)	
Citation	目で見るWHO. 2015, 58, p. 23
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/86676
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

前号(第57号 夏号)のあらまし

日本WHO協会フォーラム「感染症 正しい知識と予防」
インフルエンザを含めた国内の感染症流行について

安井 良則

日本WHO協会フォーラム「感染症 正しい知識と予防」
エボラ出血熱を含む世界の感染症流行について
～新興感染症への考え方～

砂川 富正

Food Safety 食品安全

我が国における食品の安全性確保について

姫田 尚

WHO/WPRO インターンシップ体験記

WHO西太平洋地域事務局での

インターンシップを経験して

吉田 朋美

国際保健医療

西アフリカにおける

エボラウイルス感染症対応チームに参加して

一感染症流行対応支援者の安全と健康の視点から一

吉川 徹

前々号(第56号 新春号)のあらまし

第4回Jaih-sとの共同企画フォーラム開催報告

「紛争概論×少年兵のメンタルヘルス」～紛争の終とは～
開会の挨拶

関 淳一

吉村 翔平・内田 絵里

紛争概論一少年兵問題の観点から

小野 圭司

少年兵のメンタルヘルス

小川 真吾

WHOインターンシップ体験記

西太平洋地域事務局インターンシップ報告

石川 渚

Food Safety 食の安全

本当は危ない食品のカビ毒(マイコトキシン)汚染

川村 理

寄付者ご芳名

当協会にご寄附を頂いた方々のご芳名を掲載させていただきます。(匿名希望を除く。50音順、本年3月から7月まで)
寄付者のご意向に従い、協会活動の充実を図るべく努力する所存でございます。ここに「目で見るとWHO」の誌面をかりて厚く御礼申し上げます。

【個人】

荒木 董 様

稲本 満寿雄 様

岩本 洋子 様

岡田 伸子 様

小川 眞 様

越智 宏暢 様

更家 悠介 様

田路 博士 様

龍口 篤夫 様

鶴原 常雄 様

寺坂 佳彦 様

中尾 浩己 様

森中 中央 様

【法人・団体】

アートフェスタ東成実行委員会 様

大阪市大医学部38会 様

大阪北ロータリークラブ 様

八千代電設工業株式会社 様

WHO への人的貢献を推進しよう

広告

<p>新居合同税理士事務所 代表税理士 新居 誠一郎</p> <p>〒546-0002 大阪市東住吉区杭全1-15-18 Tel 06-6714-8222 Fax 06-6714-8090</p>	<p>岩本法律事務所 弁護士 岩本 洋子 弁護士 藤田 温香</p> <p>〒541-0041 大阪市中央区北浜2-1-19-901 サンメゾン北浜ラヴィッサ9F Tel 06-6209-8103 Fax 06-6209-8106</p>
<p>医療法人 光陽会 小森内科 院長 小森 忠光</p> <p>〒558-0011 大阪市住吉区菟田7丁目11番10号 平元ハイツ 1F Tel 06-6696-1171 Fax 06-6696-1173</p>	<p>日本ポリグル株式会社 代表取締役 小田 節子</p> <p>〒540-0013 大阪市中央区内久宝寺町4-2-9 Tel 06-6761-5550 Fax 06-6761-5572</p>
<p>医療法人 黒川梅田診療所 院長 黒川 彰夫</p> <p>〒530-0001 大阪市北区梅田1-3-1-300 大阪駅前第一ビル3階 Tel 06-6341-5222 Fax 06-6341-5227</p>	<p>塩野義製薬株式会社 代表取締役社長 手代木 功</p> <p>〒541-0045 大阪市中央区道修町3丁目1番8号 電話 06-6202-2161 FAX 06-6229-9596 URL: http://www.shionogi.co.jp/</p>
<p>医療法人 行岡医学研究会 行岡病院 理事長 行岡 正雄</p> <p>〒530-0021 大阪市北区浮田2-2-3 Tel 06-6371-9921 Fax 06-6371-4199</p>	<p>株式会社 プロアシスト 代表取締役 生駒 京子</p> <p>〒541-0043 大阪市中央区高麗橋2-3-9 星和高麗橋ビル1F Tel 06-6231-7230 Fax 06-6231-7261</p>

● 日本 WHO 協会 事務局だより

過日、さだまさしさんの「風に立つライオン」をきき、みなさんに紹介しようと思いました。日本に残した恋人から届いた結婚のあいさつ状を受けて、アフリカの僻地医療に携わる医師柴田紘一郎さんの返事を歌詞にした曲です。感銘を受けたさださんが昭和62年に、柴田さんを、雪を背景に立つライオンになぞらえて作詞作曲されたそうです。こちらで聴けますよ。 <http://www.youtube.com/watch?v=TTYZn1EVW10>

あなたも、地球をキャンパスに、人生を描いてみませんか。あなたを待っている人が、世界のあちらこちらにいますよ。風に立つライオンとして、世界を駆け巡る若き日本人が増えることを望んで、日本 WHO 協会は、国際保健の場で活躍を目指す方々を応援しています。



●第5回jaih-s共同企画フォーラム開催のお知らせ

日本国際保健医療学会学生部会(jaih-s)との共催企画を開催いたします。
国際保健医療分野での活躍を目指す皆様のご参加をお待ちしております。

遠い国なら他人事?? ～予防接種から見る、理想の国際支援!～

- ◆日時 **2015年10月3日(土)** 11:30～18:20(懇親会19:00～21:00)
- ◆会場 **大阪産業創造館 6F 会議室**
地図(<http://shisetsu.sansokan.jp/access.html>)
- ◆講師 **蜂矢 正彦** 先生 (国立国際医療研究センター国際医療協力局人材開発部・疾病対策グループ)
浦部 大策 先生 (聖マリア病院 国際協力部)
久木田 純 先生 (関西学院大学SGU招聘客員教授、国連フォーラム共同代表)
- ◆参加人数 **100名** (高校生、専門学生、大学生、大学院生、社会人を含むすべての方)
- ◆参加費 **500円**(懇親会参加される方は別途3000円を予定)
- ◆申込み方法 <http://jaihs-osaka.wix.com/who-jaihs>もしくはjaih-sHP
(<http://jaih-s.org/>) のフォームにご記入の上お申込みください。

※お問い合わせは、knowledge@jaih-s.netまで件名に【(公社)日本WHO協会×jaih-s企画】と明記の上ご連絡ください。

ワクチンで予防可能な疾患のために命を落とす子どもたちは、全世界で年間210万人。また、その中でもアフリカや東南アジアなどの医療における途上国では、年間120万人の子どもたちが亡くなっている。日本の年間出生数がおおよそ100万人であることを考えると210万人、120万人という数がいかに多いものか容易に想像できるのではないだろうか。

日本では当たり前に行えることのできる「予防接種」。しかしまだ、世界には予防接種を受ける機会の与えられない子ども達が多くいるのが現状だ。この現実、国際支援に携わる人々はどのように立ち向かっているのか。そしてこれからの国際支援はどのようにあるべきなのか。

今年で5回目を迎える本共催企画では、「予防接種」の観点から「国際支援の現状とこれから」について講師の先生よりご講演いただく。

蜂谷正彦先生には、JICA事業やフィールド研究で得られた知見を元に、アカデミックな視点から「医療支援・予防接種の格差と要因」をお話しいただく。浦部先生には、中国、ラオス、ウズベキスタン、マラウィなどにおける末端の予防接種の現場を渡り歩いてこられたご経験を下、いかにして現地の人々と調和し、いかにして地域の末端に至るまで予防接種を普及させるのか、ミクロな視点からお話しいただく。久木田純先生には、30年にわたるUNICEFでのご勤務から、国や地域の持つ特性に細かく対応した政策にするためにはどうすべきか、マクロな視点から「政策に携わる立場からの国際支援」についてお話しいただく。その後、参加者を交えアフガニстанを題材としたワークショップ、本テーマやキャリアについて参加者と先生方が直接対話できる場としてワールドカフェを行い、最後に、ワークショップやワールドカフェのフィードバックや、事前アンケートを踏まえたトピック、ならびに今後の世界の保健医療と国際支援の変容と展望、理想の国際支援について、講師の先生方によるパネルディスカッションを行う。

国際支援の現状とこれからをよりリアルに知り、これからの未来を考える。全世界はどのように協力して、どのように子どもたちの笑顔を守っていくのか。世界に医療格差の無くなる日が来るように。

文責:日本国際保健医療学会学生部会(jaih-s)10 期後半運営委員 倉田理華

「WHO憲章」

世界保健機関（WHO）憲章は、1946年7月22日にニューヨークで61か国の代表により署名され1948年4月7日より効力が発生しました。日本では、1951年6月26日に条約第1号として公布されました。その定訳は、たとえば「健康とは、完全な肉体的、精神的及び社会的福祉の状態であり、単に疾病又は病弱の存在しないことではない。到達しうる最高基準の健康を享有することは、人種、宗教、政治的信念又は経済的若しくは社会的条件の差別なしに万人の有する基本的権利の一つである」といったように格調高いものです。しかし、現在では、表現が難しすぎるという声も少なくありませんでした。日本WHO協会では、21世紀の市民社会にふさわしい日本語訳を追及し、理事のメンバーが討議を重ね、以下のような仮訳を作成しました。

（日本WHO協会理事 中村 安秀）

THE STATES Parties to this Constitution declare, in conformity with the Charter of the United Nations, that the following principles are basic to the happiness, harmonious relations and security of all peoples:

Health is a state of complete physical, mental and social well-being and not merely the absence of disease or infirmity.

The enjoyment of the highest attainable standard of health is one of the fundamental rights of every human being without distinction of race, religion, political belief, economic or social condition.

The health of all peoples is fundamental to the attainment of peace and security and is dependent upon the fullest co-operation of individuals and States.

The achievement of any State in the promotion and protection of health is of value to all.

Unequal development in different countries in the promotion of health and control of disease, especially communicable disease, is a common danger.

Healthy development of the child is of basic importance; the ability to live harmoniously in a changing total environment is essential to such development.

The extension to all peoples of the benefits of medical, psychological and related knowledge is essential to the fullest attainment of health.

Informed opinion and active co-operation on the part of the public are of the utmost importance in the improvement of the health of the people.

Governments have a responsibility for the health of their peoples which can be fulfilled only by the provision of adequate health and social measures.

ACCEPTING THESE PRINCIPLES, and for the purpose of co-operation among themselves and with others to promote and protect the health of all peoples, the Contracting Parties agree to the present Constitution and hereby establish the World Health Organization as a specialized agency within the terms of Article 57 of the Charter of the United Nations.

世界保健機関憲章前文（日本WHO協会仮訳）

この憲章の当事国は、国際連合憲章に従い、次の諸原則がすべての人々の幸福と平和な関係と安全保障の基礎であることを宣言します。

健康とは、病気ではないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態にあることをいいます。

人種、宗教、政治信条や経済的・社会的条件によって差別されることなく、最高水準の健康に恵まれることは、あらゆる人々にとっての基本的人権のひとつです。

世界中すべての人々が健康であることは、平和と安全を達成するための基礎であり、その成否は、個人と国家の全面的な協力が得られるかどうかにかかっています。

ひとつの国で健康の増進と保護を達成することができれば、その国のみならず世界全体にとっても有意義なことです。

健康増進や感染症対策の進み具合が国によって異なると、すべての国に共通して危険が及ぶことになりま

す。子どもの健やかな成長は、基本的に大切なことです。そして、変化の激しい種々の環境に順応しながら生きていける力を身につけることが、この成長のために不可欠です。

健康を完全に達成するためには、医学、心理学や関連する学問の恩恵をすべての人々に広げることが不可欠です。

一般の市民が確かな見解をもって積極的に協力することは、人々の健康を向上させていくうえで最も重要なことです。

各国政府には自国民の健康に対する責任があり、その責任を果たすためには、十分な健康対策と社会的施策を行わなければなりません。

これらの原則を受け入れ、すべての人々の健康を増進し保護するため互いに他の国々と協力する目的で、締約国はこの憲章に同意し、国際連合憲章第57条の条項の範囲内の専門機関として、ここに世界保健機関を設立します。

グローバルな視野から健康を考え、国の内外で人々の健康増進につながる諸活動とWHO憲章精神の普及活動を展開しています。私たちの活動に賛同し、継続的で支援頂ける方のご入会をお待ちしています。

会員種別	年会費
正会員 個人	50,000円
正会員 法人	100,000円
個人賛助会員	1口 5,000円
学生賛助会員	1口 2,000円
法人賛助会員	1口 10,000円

※公益社団法人日本WHO協会推奨商品等の禁止について
当協会では、特定の商品やサービスについてその品質性能等をWHOに関連付けて評価・認定・推奨するような活動は一切行っておりません。また、会員に対しても倫理規定を設け、当協会名を利用して消費者に誤認を与えるような商品販売・広告等の営業活動を行うことのないよう周知徹底いたしております。もし、当協会が関与したかのような事象にお気づきの場合には、事務局までご一報下さい。公益社団法人日本WHO協会

機関誌 目で見えるWHO 第58号

2015 秋号 平成27年 9月10日 印刷
平成27年 9月16日 発行

発行者 関 淳一
発行所 公益社団法人日本WHO協会
〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-8
大阪商工会議所ビル5F
TEL 06-6944-1110 FAX 06-6944-1136
E-Mail info@japan-who.or.jp
URL http://www.japan-who.or.jp/
印刷 大光印刷株式会社 TEL 06-6714-1441

無断転載お断りします